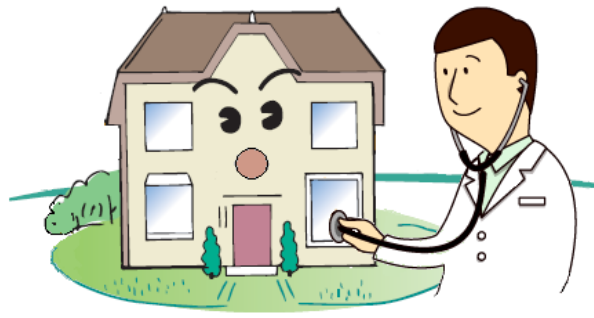


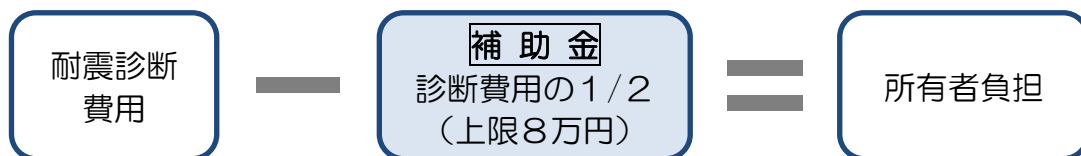
木造住宅 耐震診断 補助制度のご案内



小平市では昭和56年以前に建てられた住宅に対して、耐震化を積極的に進めていただくため、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

補助金の額

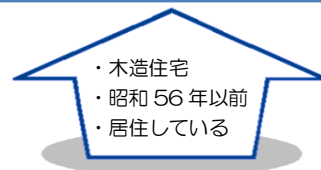
診断費用（消費税を除く。）の2分の1に相当する額で、上限8万円です。
（診断の費用は診断機関、診断の種類、住宅の規模・程度によって異なります。）



補助対象住宅

次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- 昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- 現に居住している木造の住宅、共同住宅及び併用住宅



補助対象者

補助対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含みます。）

補助の制限

同一の住宅に対して1回限りです。また、補助金の総額は、本年度予算の定める範囲内とします。

診断機関

耐震診断を行う機関は、次のいずれかとなります。これら以外の診断機関による診断は、補助の対象となりません。

- 社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所



その他

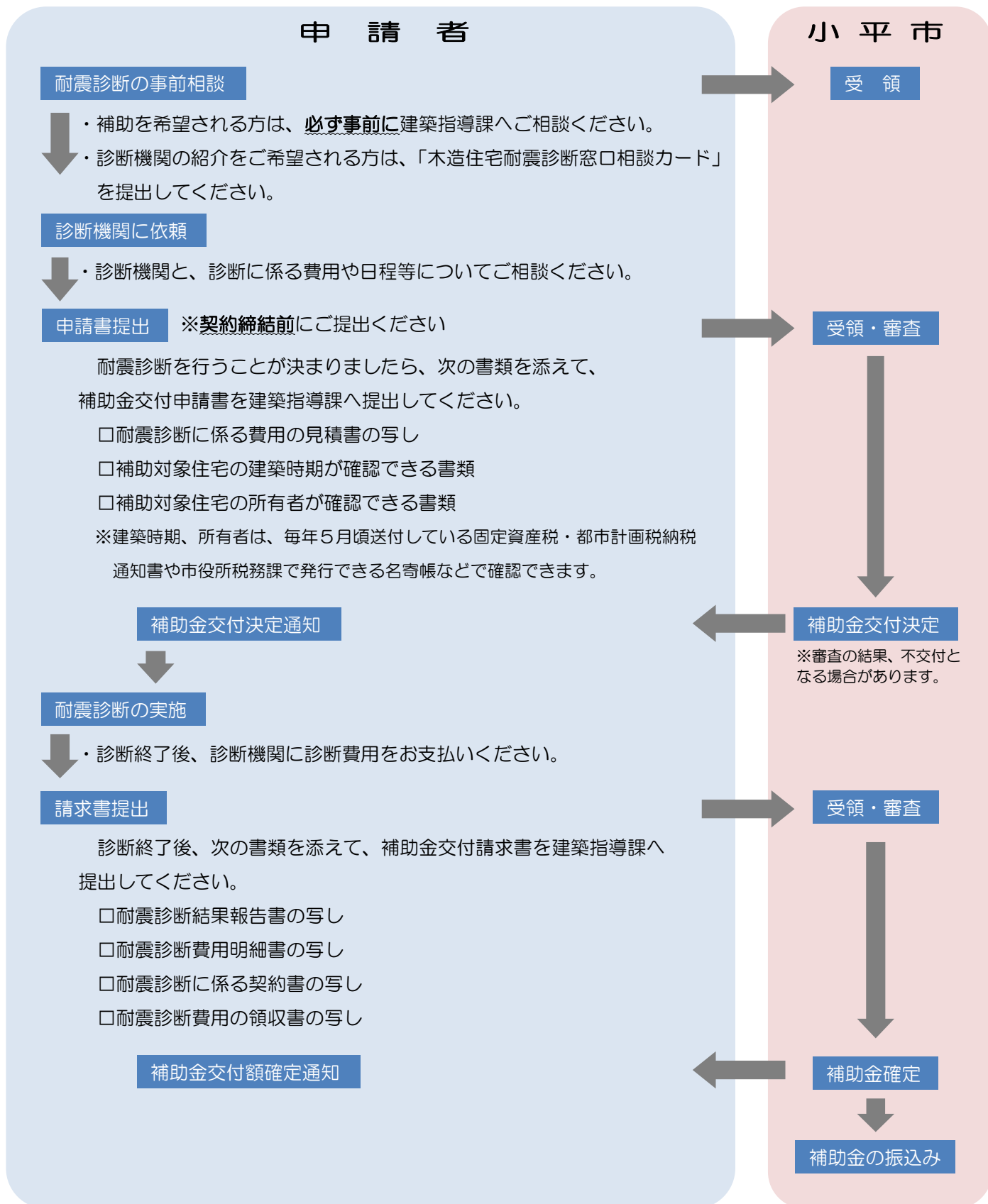
制度の詳細については、小平市建築指導課にてご確認ください。

また、耐震診断をどこに依頼すればよいかわからないなどの場合もご相談ください。

なお、耐震改修補助制度については、建築基準法その他の関係法令に明らかな違反がある場合には、補助金の交付を受けられない場合があります。

耐震診断補助の手続きの流れ

※交付決定前に、耐震診断に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課 (市役所4階)

〒187-8701 小平市小川町2-1333 Tel 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、なるべく事前にお電話で日時を調整のうえお越しいただくようお願いします。